

令和4年門審第26号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A操船者

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月1日14時25分

福岡県勝島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.55トン

登 録 長 10.87メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 220キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置、同操縦装置後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、船長a2が1人で乗り組み、a1受審人ほか知人10人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和4年5月1日05時50分関門港小倉区の係留場所を発し、勝島周辺の釣り場に向かった。

ところで、勝島は倉良瀬戸南東部に位置し、同島西方沖合には、おむね水深2メートル未満の浅所（以下「勝島西方浅所」という。）が距岸約400メートルのところまで拡張していて、GPSプロッターの画面表示を小縮尺から大縮尺に切り換える（以下「拡大表示する」という。）ことで、水深の詳細を把握することができた。

また、a1受審人は、a2船長が経営する会社の社員で、a2船長からこれまでにAの操船を5回ほど任されていた。

a2船長は、07時30分釣り場に到着し、移動しながら知人に釣りを行わせ、14時15分頃勝島東方沖合でa1受審人と操船を交替した後、当初は帰途に就く予定であったものの、釣果のなかった知人から最後に勝島南方沖合の釣り場に移動してほしいとの要望を受けたので、同釣り場へ向けて発進することとした。

発進するに当たり、a1受審人は、勝島周辺を航行したのは2回目で、勝島西方浅所の拡張状況を把握していなかったが、a2船長から特に航行上の指示や注意事項を受けなかったので、GPSプロッターに保存された過去の航跡を頼りに勝島から離れていれば無難に航行できるものと思い、同プロッターを拡大表示して水深の詳細を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 1 受審人は、a 2 船長が左横で立った姿勢で見張りに当たる中、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッターを水深4メートル未満が表示されない小縮尺の状態のまま、14時23分半僅か過ぎ神湊港北防波堤灯台（以下「神湊港灯台」という。）から302度（真方位、以下同じ。）1.1海里の地点で、針路を182度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a 1 受審人は、勝島西方浅所に向首接近している状況に気付かないまま続航し、14時25分神湊港灯台から291度1.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底外板に亀裂等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、倉良瀬戸南東部において、勝島南方沖合の釣り場へ向けて発進する際、水路調査が不十分で、勝島西方浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、倉良瀬戸南東部において、勝島南方沖合の釣り場へ向けて発進する場合、勝島西方浅所の拡張状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターを拡大表示して水深の詳細を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 船長から特に航行上の指示や注意事項を受けなかったため、GPSプロッターに保存された過去の航跡を頼りに勝島から離れていれば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、

勝島西方浅所に向首接近している状況に気付かないまま進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也